


監査報告書

令和 4年 5月 25日

学校法人 盛岡理容美容学園
理事会 御中
評議員会御中

学校法人 盛岡理容美容学園

監事 伊藤元和 

監事 菅原良弘 

私たちは、学校法人盛岡理容美容学園の監事として、私立学校法第37条第3項にもとづいて同学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び消費収支計算書）及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上